143　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十五号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十六年十月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十五年九月三十日以前に平成二十三年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については〇・七〇、窒素酸化物については四・〇〇、粒子状物質については〇・三〇を超えないものであればよい。

144　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十六号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十六年十月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については〇・九三、窒素酸化物については五・三二、粒子状物質については〇・四〇を超えないものであればよい。

145　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十五号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十七年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十五年九月三十日以前に平成二十三年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・〇〇、窒素酸化物については六・〇〇、粒子状物質については〇・四〇を超えないものであればよい。

146　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十六号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十七年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・三三、窒素酸化物については七・九八、粒子状物質については〇・五三を超えないものであればよい。

147　第百三十七項、第百三十九項、第百四十一項、第百四十三項及び第百四十五項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、第百三十六項、第百四十項、第百四十二項、第百四十四項及び第百四十六項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号及び第百十九条第一項第十一号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	黒煙
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	四十パーセント
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十五パーセント
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十パーセント
ニ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	二十五パーセント

148　第百四十一項から第百四十六項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号及び第百十九条第一項第十二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別	黒煙
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	四十パーセント
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十五パーセント
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十パーセント